

入 札 説 明 書

「福岡市役所本庁舎 LED 照明賃貸借契約」に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和 7 年 5 月 15 日

2 契約担当課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市財政局財産有効活用部財産管理課

電話 092-711-4173

3 入札に付する事項

- (1) 件 名 福岡市役所本庁舎 LED 照明賃貸借契約
- (2) 履行場所 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
- (3) 履行内容 別紙仕様書のとおり

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札に参加するものは、次に掲げるアおよびイの企業で共同企業体（以下「JV」という）を構成するものとする。なお、JVの代表者は機器のリース及び管理を行う業者とする。

ア 機器のリース及び管理を行う業者 1 または 2 のいずれかを有すること。

1 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：物品）」の申請区分業種「弱電気製品」又は「電気設備機器」、取扱「リース」又は「販・リ」に登載されている者であり、当該名簿の有効期間内にこの入札の公告日又は開札日が含まれ、福岡市内に本店または支店を有していること。

2 「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別「物品」、申請区分業種「弱電気製品」又は「電気設備機器」、取扱「リース」又は「販・リ」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの入札の公告日又は開札日が含まれ、福岡市内に本店または支店を有していること。

イ 機器等の設置業務を行う業者 1 または 2 のいずれかを有すること。

1 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：工事）」の申請区分業種「電気」を第 1 位に登載されている者であり、当該名簿の有効期間内にこの入札の公告日又は開札日が含まれ、福岡市内に本店または支店を有していること。

2 「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別「工事」、申請区分業種「電気」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの入札の公告日又は開札日が含まれ、福岡市内に本店または支店を有していること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。

- (3) この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (4) この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 福岡市税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(8) 履行実績

入札に参加するものは、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

ア 機器のリース及び管理を行う業者

- ・過去10年以内でのLED照明に関する賃貸借の履行実績があり、その証明が可能な者。

イ 機器等の設置業務を行う業者

- ・過去10年以内での屋内電気工事でのLED照明設置に関する履行実績があり、その証明が可能な者。
- ・建設業法による電気工事業の建設業許可を有している者。

- (9) その他次の各号に掲げる要件を満たす者であること。

ア JVを構成する企業は、本賃貸借契約にかかる入札において、その他のJVの構成員として参加することはできない。

例) A社が、A・B共同企業体とA・C共同企業体として同じ入札に参加は不可。

イ 機器類に障害が発生した場合、仕様書に定める保守仕様に従い、迅速な対応ができる体制を整えていること。

ウ 共同企業体の構成員のうち、機器のリース及び管理を行う業者は、福岡市競争入札参加申請において、提出した年間売上高が、2,000万円以上の者。

5 競争入札参加資格の審査

この入札の公告時に4に掲げる入札参加資格のうち(1)に掲げる要件を満たしていない者でこの入札に参加しようとする者は、次に従い特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請（以下「審査申請」という。）を行う必要がある。

(1) 提出書類及びその提出期間

ア 特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）

令和7年5月15日（木曜日）午前10時から令和7年5月26日（月曜日）午後4時までに提出すること。

イ 審査申請書以外の必要書類

(3)の受付担当課が別途指定する期間内に提出すること。

(2) 提出方法

持参・郵送又はインターネットを利用した福岡市電子申請システム（スマート申請）

※郵送の場合は受付期間内に必着のこと。

※委任状については、原本を持参又は郵送で提出。

(3) 提出先及び持参する場合の受付時間

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所本庁舎3階

福岡市財政局財政部契約監理課管理係 電話：092-711-4181

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）

(4) 審査申請の要件及び必要書類等

「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請要領」に定めるところによる。当該要領は、次のホームページからダウンロードすることができる。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/qualification-wto.html

(5) 審査結果の通知

審査の結果については、開札時までに審査申請を行った者に通知する。

6 入札参加資格の確認申請

この入札に参加しようとする者は、4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため次に従い競争入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「確認申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（様式第2号。以下「資料」という。）を提出し、市長から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 確認申請の受付期間

令和7年5月15日（木曜日）午前10時から令和7年5月26日（月曜日）まで

(2) 資料の内容

ア 機器のリース及び管理を行う業者

- ・ 過去10年以内でのLED照明に関する賃貸借の履行実績を確認できる契約書の写し又は発注者の証明書
- ・ 保守業務体制調書
- ・ 年間平均売上高調書

イ 機器等の設置業務を行う業者

- ・過去 10 年以内での LED 照明設置に関する履行実績の確認ができる契約書の写し又は発注者の証明書
- ・建設業法による電気工事業建設業許可証の写し
- ・過去 10 年以内での屋内電気設備工事のコリンズの写し

(3) 確認申請書及び資料の提出方法

持参又は郵送により提出すること。（郵送の場合は受付期間内に必着のこと。）

(4) 確認申請書及び資料の提出先及び持参する場合の受付時間

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号 本庁舎 10 階

福岡市財政局財産有効活用部財産管理課

午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時を除く。）

(5) その他

ア 確認申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 市長は、提出された確認申請書及び資料を提出者に無断でこの入札手続以外の用途に使用しない。

ウ 提出された確認申請書及び資料は返却しない。

エ 提出期限後における確認申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

7 入札参加資格の確認結果

(1) 確認申請の結果については、令和 7 年 6 月 2 日（月曜日）までに各申請者に通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。

(2) 次に掲げる者は、この入札に参加することができない。

ア 所定の期限までに確認申請書及び資料を提出しない者

イ (1)の通知において、入札参加資格がないと確認された者

(3) (1)の通知において、入札参加資格があると認められた者であっても、その後に入札参加資格を失ったと認められる場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

(4) 入札参加資格がないと確認された者は、(5)に定めるところに従い、書面を提出してその理由の説明を求めることができる。

(5) 入札参加資格がないと確認された理由の説明を求める書面の様式は自由とし、受付は、次のとおり行う。なお、提出は持参のみとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

ア 受付期間：令和 7 年 6 月 2 日（月曜日）から令和 7 年 6 月 6 日（金曜日）まで（休日を除く。）

イ 受付時間：午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時を除く。）

ウ 受付場所：福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号 本庁舎 10 階

福岡市財政局財産有効活用部財産管理課

(6) 説明を求めた者に対しては、令和 7 年 6 月 9 日（月曜日）までに書面により回答する。

8 質問の受付

- (1) 仕様書等の内容に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

ア 受付期間

令和7年6月5日（木曜日）から令和7年6月9日（月曜日）まで

イ 提出方法（以下は提出方法の一例）

入力済の電子ファイルを電子メールで以下のアドレスに送信することにより提出すること。なお、送信は、確認申請書で申告した担当者メールアドレスから行うこと。

送信先メールアドレス：zaisankanri.FB@city.fukuoka.lg.jp

問い合わせ先：福岡市財政局財産有効活用部財産管理課

- (2) 質問に対する回答は、令和7年6月16日（月曜日）までに、入札参加資格がある
と確認された者全員に電子メール又はFAX等で送信する。
- (3) 仕様説明会は行わない。

9 入札の日時、場所等

- (1) 入札の日時

令和7年6月27日（金）午後5時

- (2) 入札の場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

入札場所に関しては、入札日から10日前までに決定・連絡するものとする。

- (3) その他

やむを得ない事由により入札に参加できなくなったときは、入札辞退届を提出すること。提出なく入札日時までに参加がない場合又は入札書到着期限までに入札書が郵送されない場合は、棄権とみなす。

10 入札方法等

- (1) この入札は、「福岡市郵送可入札参加者心得」に定めるところにより行うので、入札者は、これを了承のうえ入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を、「1期および2期の各月額の合計額」にて入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、原則として2回までとする。
- (4) 1回目の入札において落札者がいないときは、1回目の最低入札者の入札価格を読み上げるので、再度入札において、1回目の最低入札者の入札価格以上の価格をもって申し込みをしたものの入札は、無効とする。
- (5) 再度入札を行う場合があるので、入札者もしくはその代理人は開札に立ち会うこと。立ち会うことができない場合は、再度入札は辞退したものとみなす。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加する者は、入札金額に当該金額の100分の10相当額を加算した金額の100分の5以上を入札保証金として入札前に納付するか、福岡市契約事務規則第6条第3項に規定する担保を提供し、これらの事実が確認できる書類を入札書に添付して提出すること。ただし、同規則第7条の規定に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、落札の通知を受けた日から起算して6日（休日を除く。）以内に契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付するか、福岡市契約事務規則第24条第3項に規定する担保を提供すること。ただし、同規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

※ 本市が入札保証金又は契約保証金を必要と判断する場合は、「7 入札参加資格の確認結果」の通知の際に、「入札保証金に関する説明書」又は「契約保証金に関する説明書」を別に配布するので、この説明書を確認の上、事務に誤りがないように十分注意するとともに、定められた期限内に必ず納付等の手続を完了すること。

12 開札

開札は、入札の場所において、入札後直ちに入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、「福岡市郵送可入札参加者心得」に定めるところによる。

13 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とし、落札決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 4に掲げる入札参加資格のない者が入札したもの
- (2) 入札書が所定の日時までに到着しないもの
- (3) 入札保証金の納付を要する場合において、これを納付せず、又は納付した金額が所定の額に達しないもの
- (4) 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
- (5) 入札書に必要な記名押印のないもの
- (6) 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- (7) 金額を訂正したもの
- (8) 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- (9) 本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をした者が入札したもの
- (10) 「福岡市郵送可入札参加者心得」において示した方法以外の方法により入札したもの
- (11) 入札参加資格のあることの確認をされた者であっても、その後に措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件のいずれかに該当するなど、落札者決定の日までの間に入札参加資格を喪失した者が入札したもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従わないもの

14 落札者の決定

- (1) 本件入札に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、「福岡市郵送可入札参加者心得」に定めるところによる。

15 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、又は中止することがある。

- (1) 全員が無効の入札を行ったとき
- (2) 妨害、不正行為又は入札参加者の連合その他入札を公正に執行することができない事由が生じ、又は生じるおそれがあると認められるとき
- (3) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたとき

16 契約書作成の可否等

契約締結に当たっては、別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

17 苦情申立てについて

- (1) 本件の入札手続に関し、「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要綱」に基づき、同要綱第2条第1項第1号各号に掲げる事項について、当該各号に該当する者は、福岡市公正入札監視委員会に対して苦情を申し立てることができる。
- (2) (1)の苦情の申立ては、同要綱第3条の規定に基づき、当事者が苦情の原因となる事実を知った日又は合理的に知り得た日から起算して10日を経過する日までに書面により行われなければならない。
- (3) (1)の苦情申立てがなされた場合、福岡市公正入札監視委員会の要請又は提案により必要と認められるときは、入札の執行又は契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除することがある。
- (4) 苦情申立てについての詳細が掲示されているホームページアドレス
https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law-complaint.html

18 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法、同施行令、福岡市契約事務規則その他の関係法令を熟読し、それらを遵守すること。
- (3) 入札にあたっては、公正な競争を妨げる目的で他の入札参加者と入札金額等の相談又は連絡を行ってはならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を開示してはならない。
- (4) 入札者が明らかに協定し、また不正な行為があったと認められる入札は無効となるので、このような疑いをまねくことのないよう厳に注意すること。
- (5) 入札参加者は、この入札に関して談合等不正行為を行った場合（福岡市契約事務規則第14条各号のいずれかに該当する場合をいう。）は、損害賠償金として、他の

入札参加者と連帯してこの入札に係る契約金額の10分の2に相当する額（損害額が10分の2に相当する額を超える場合において、本市が当該超える額の支払いを請求するときは、当該超える額を加えた額）を支払わなければならない。

(6) 本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をした場合においては、競争入札参加停止の措置を行うことがある。

(7) 本件の契約の締結については、本件に係る予算の成立を条件とする。

(8) 仮契約を締結後、福岡市議会の議決を得るまでの間に、落札者が次のいずれかに該当するときは、本市は、仮契約を解除することができる。この場合においては、本市は、一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

ア 著しく信義に反する行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

イ 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。